

配偶者の年収による所得税の節税額

(例：本人の給与収入が600万円 税率 10% の場合)

	配偶者の年収	本人の年収	所得税率	配偶者控除	本人の減税額
改正前	103万円	600万円	10%	38万円	3.8万円
	141万円			3万円	0.3万円
130万円以下	38万円			3.8万円	
150万円	38万円			3.8万円	
改正後	201万円			3万円	0.3万円

配偶者控除が拡大されたことにより、配偶者の年収が150万円まで増加しても本人の節税額は同額になります。

社会保険の加入要件

配偶者控除拡大によって注意が必要なのが配偶者の社会保険加入です。
配偶者の収入が130万円を超えると自身で社会保険に加入しなければなりません。
そのことにより、社会保険料の負担が多くなります。国民年金だけでも年間約20万円の負担となります。

*平成28年10月の法改正により、社会保険に加入している従業員数が501名以上の企業で働く週の
所定労働時間が20時間以上、月額賃金8.8万円等の方が社会保険加入対象者となりました。
今後、中小企業も適用拡大の対象となる可能性があります。

配偶者の収入による世帯収入の増加額

配偶者の年収	配偶者の収入に係る各税			本人の節税額③	世帯収入増加額
	社会保険料①	住民税②	所得税		
130万円	0円	3.7万円	1.4万円	3.8万円	128万円
150万円	23万円	3.4万円	1.3万円	3.8万円	126万円
180万円	25万円	6万円	2.6万円	1.6万円	148万円
201万円	29万円	7.9万円	3.6万円	0.3万円	160万円

① 政管健保に加入した場合 ② 市区町村によりことなる為、目安になります。 ③ 税率10%の場合

配偶者の「働き損」を回避し、世帯収入増を目指すのであれば**180万円以上の収入を分岐点**とし、可能な限り収入を上げていくことが理想の働き方といえるかもしれません。

ただ、手厚い「家族手当」等の支給がある場合は配偶者が「150万円の壁」を超えようと、支給されなくなる可能性があります。このように、超えるべき「壁」は年収以外の部分でも数多くあります。一律に「こうすべき」「こうするのが一番得」というわけにはいきません。各々の家庭事情に合わせた「働き損」を回避した、働き方を検討してみてもいいかもしれません。

給与所得控除上限の改正

平成32年(2020年)から、控除額の上限が現行の1,000万円から850万円に引き下げられ、また控除の上限も220万円から195万円に引き下げられます。

改正前		改正後	
給与等の収入額	給与所得控除額	給与等の収入額	給与所得控除額
162.5万円以下	65万円	162.5万円以下	55万円
162.5万円超180万円以下	収入金額×40%	162.5万円超180万円以下	収入金額×40%-10万円
180万円超360万円以下	収入金額×30%+18万円	180万円超360万円以下	収入金額×30%+8万円
360万円超660万円以下	収入金額×20%+54万円	360万円超660万円以下	収入金額×20%+44万円
660万円超1,000万円以下	収入金額×10%+120万円	660万円超 850万円以下	収入金額×10%+110万円
1,000万円超	220万円	850万円超	195万円

※なお、この改正と合わせて平成32年(2020年)から、基礎控除が38万から48万に引き上げられます。